

第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画 中間見直しについて

1 中間見直しの位置づけ

国から示された「中間年の見直しのための考え方」に基づき、次の項目の見直しを行うもの。

- ①教育・保育施設の量の見込み・確保方策（※1）
- ②地域子ども・子育て支援事業（※2）の量の見込み・確保方策

※1：利用申込を行う子どもの人数等に対して整備が必要な受入枠の量

※2：「利用者支援事業」等、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第 59 条第 1～13 号に掲げられている各種事業

【参考：「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」抜粋】

法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

2 堺市子ども・子育て支援事業計画の見直しの対象について

(1) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の見直し（第 4 章）

対象	見直しが必要な場合
教育・保育施設の量の見込み・確保方策 第 4 章 2 (5) P82～92	<ul style="list-style-type: none"> ■令和 3 年 4 月 1 日時点の教育・保育給付認定区分ごとの子どもの実績値が計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と 10%以上乖離がある場合 ■10%以上の乖離がない場合でも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合 <p>※詳細は資料 2 参照</p>
地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策 第 4 章 3 P93～111	<ul style="list-style-type: none"> ■教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行う

(2) 推進事業の見直し (第 3 章)

各事業の実施状況や利用状況を踏まえ、必要に応じて令和 6 年度目標事業量の見直しを行う。

- ・資料 3-1 第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画 令和 3 年度 進捗状況報告書
- ・資料 3-2 第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画 令和 4 年度 新規・追加事業報告書

3 見直しスケジュール

令和 4 年	8 月 26 日 (今回開催)	○中間見直しについて ○教育・保育 中間見直しの必要性について ○各推進事業の進捗状況について
	11 月中下旬頃	○「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の 中間見直し素案について議論
令和 5 年	1 月頃	パブリックコメント
	3 月頃	中間見直しの確定

※令和 5 年度からは、次期計画 (令和 7 年度～令和 11 年度) の策定作業に入ります。